

いばらき

第466号

雇用ニュース

2021年2月



写真提供者：水戸市 木村 明代氏

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ テレワークを有効に活用しましょう～新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク実施～ . . . 3
- ・ 2021年4月から36協定届が新しくなります 3
- ・ 茨城県の外国人雇用届出状況（令和2年10月末現在） 4
- ・ 雇用障害者数・実雇用率とも過去最高を更新しました 5
- ・ 改正女性活躍推進法及びパートタイム・有期雇用労働法等「予約制個別相談会」実施中！ . . . 6
- ・ ハローワーク便り
（派遣労働者対象の「総合労働セミナー」を実施しました！
ハローワーク水戸で特別養護老人ホーム「見学&面接会」を開催しました！） . . . 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

令和2年12月 有効求人倍率 1.23倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移し、求人は増えているものの、求職者も増えているため、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響をより一層注視していく必要がある。」

新規求人の動き

- ① 雇用形態別新規求人数 14,722人
前年同月比 15.0%減 13か月連続の減少
- ・フルタイム 9,346人 前年同月比 7.1%減
 - ・パートタイム 5,376人 前年同月比 25.9%減
- ② 主要産業別の増減
- 増加:** 情報通信業(前年同月比 13.0%増)
- 減少:** 宿泊業、飲食サービス業(前年同月比 32.6%減)
- 教育、学習支援業(同 27.3%減)
- 生活関連サービス業、娯楽業(同 26.1%減)等

新規求職の動き

- ① 雇用形態別新規求職者数 5,998人
前年同月比 3.9%減 6か月連続の減少
- ・フルタイム 4,091人 前年同月比 3.4%減
 - ・パートタイム 1,967人 前年同月比 5.1%減
- ② 年齢別の状況(常用求職者)
- ・34歳以下の若年者の申込状況
1,685人 前年同月比 8.4%減
 - ・60歳以上の高齢者の申込状況
1,323人 前年同月比 0.8%減

茨城県の有効求人倍率 全国順位

茨城県 1.23倍 前月と同水準 (全国10番目)
全国 1.06倍 前月と同水準

雇用保険取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,673件	前年同月比	9.1%増	13か月連続の増加
雇用保険受給者実人員	8,737件	前年同月比	12.9%増	16か月連続の増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	8,128件	前年同月比	3.3%減	6か月連続の減少
資格喪失者数	7,105件	前年同月比	4.6%減	7か月連続の減少
うち事業主都合離職者数	447件	前年同月比	19.2%増	2か月連続の増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります。

事業主区分	令和3年3月1日以降
民間企業	2.3% (0.1%↑)
国、地方公共団体等	2.6% (0.1%↑)
都道府県等の教育委員会	2.5% (0.1%↑)

詳しくは、こちらから
ご確認ください



事業主、企業の労務担当者の皆さまへ

テレワークを有効に活用しましょう

～新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク実施～

テレワークの活用

テレワークとは、インターネットなどのICTを活用し自宅などで仕事をする、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、有効な働き方です。

テレワークの効果

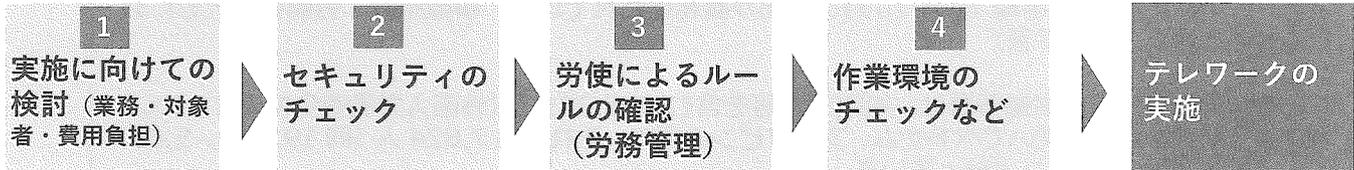
企業のメリット

- 非常時に感染リスクを抑えつつ、事業の継続が可能
- 従業員の通勤負担の軽減が図れる
- 優秀な人材の確保や、雇用継続につながった
- 資料の電子化や業務改善の機会となった

労働者のメリット

- 通勤の負担がなくなった
- 外出しなくて済むようになった
- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 集中力が増して、仕事の効率が良くなった

テレワーク実施までの流れ



詳しくはこちらからご確認ください。⇒

テレワークを有効に活用しよう



厚生労働省 茨城労働局 雇用環境・均等室

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
- ※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。
- ※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

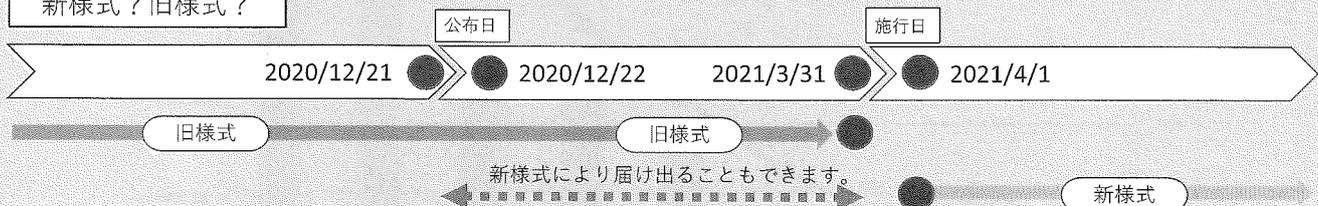
36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることができます。

36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子



厚生労働省 茨城労働局 労働基準監督署

外国人労働者数が 39,479 人（6.0%増）

茨城労働局 職業対策課

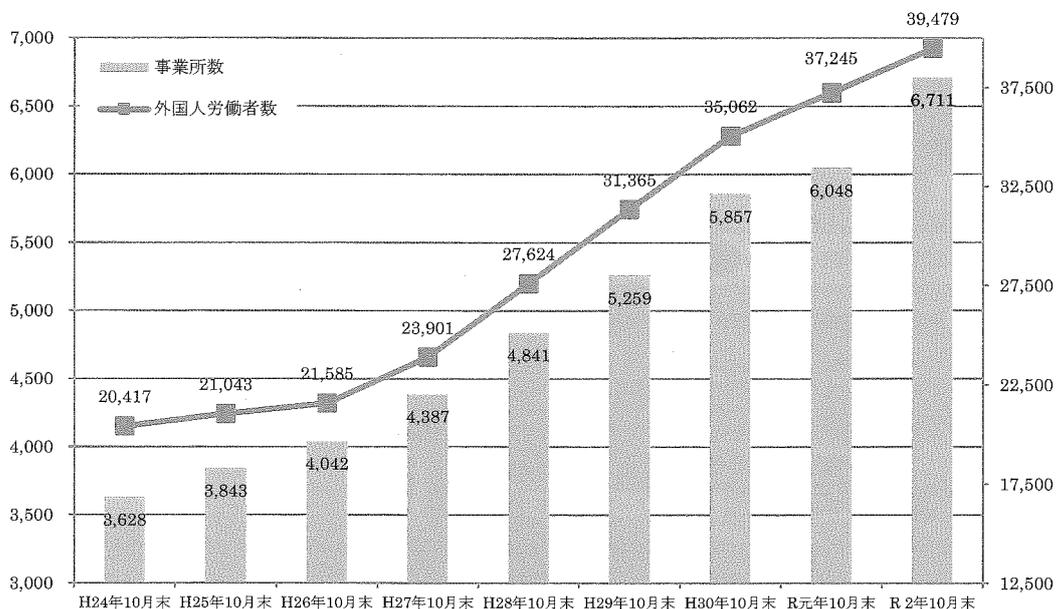
外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」)の者を除く。以下同じ。)の雇用管理の改善や再就職支援などを図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者の雇入れ又は離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けているものです。

このほど、令和2年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

- 外国人労働者を雇用している県内事業所数は6,711事業所【全国10位】(前年10位)で、前年同期と比較すると663事業所、11.0%の増加となった。また、県内の外国人労働者数は39,479人【全国11位】(前年11位)で、前年同期と比較すると2,234人、6.0%の増加となった(平成19年10月に届出が義務化されて以来、事業所数・労働者数ともに過去最高。)(下表)
- 国籍別外国人労働者数は、中国(香港等を含む)の8,281人(外国人労働者全体の21.0%)が最も多く、次いでベトナム、フィリピンの順で、それぞれ7,824人(同19.8%)、5,657人(同14.3%)となっている。
- 在留資格別の外国人労働者数は、「技能実習」の15,290人(外国人労働者全体の38.7%)が最も多く、次いで永住者や日本人を配偶者に持つ者等「身分に基づく在留資格」が14,028人(同35.5%)、技術・人文知識・国際業務等「専門的・技術的分野の在留資格」が5,178人(同13.1%)となっている。
- 地域別の外国人労働者数は、ハローワーク土浦管内の9,884人(県全体の25.0%)が最も多く、次いでハローワーク常総管内の6,282人(同15.9%)、ハローワーク常陸鹿嶋管内の5,359人(同13.6%)となっている。

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移 (事業所) (人)



令和2年 民間企業の実雇用率は2.19% ～雇用障害者数・実雇用率とも過去最高を更新～

茨城労働局 職業対策課

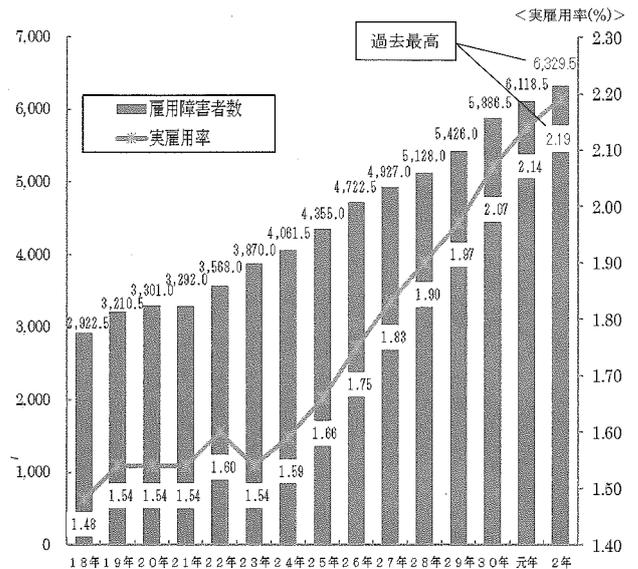
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主等に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.2%)以上の障害者の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、障害者の雇用義務のある事業主等に対し、令和2年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【民間企業】[法定雇用率2.2%] ※ () は前年の値
 - 雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新
 - ・ 雇用障害者数は6329.5人(6118.5人)で、対前年比3.4%、211.0人増加
 - ・ 実雇用率は2.19%(2.14%)で、対前年比0.05ポイント上昇
 - ・ 法定雇用率達成企業の割合は52.1%(50.4%)で、対前年比1.7ポイント上昇
- 2 【地方公共団体】[同2.5%、県の教育委員会は同2.4%] ※ () は前年の値
 - 茨城県の機関及び茨城県教育委員会は、全てで法定雇用率を達成
 - 市町村の機関は、49機関中37機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関のうち、6機関については、12月1日までに法定雇用率を達成)
 - ・ 茨城県の機関：雇用障害者数193.5人(196.5人)、実雇用率2.63%(2.72%)
 - ・ 茨城県教育委員会：雇用障害者数468.5人(395.5人)、実雇用率2.46%(2.44%)
 - ・ 市町村の機関：雇用障害者数655.5人(617.0人)、実雇用率2.43%(2.66%)
- 3 【独立行政法人等】[同2.5%] ※ () は前年の値
 - 17機関中15機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関については、11月1日までに法定雇用率を達成)
 - ・ 雇用障害者数652.5人(645.5人)、実雇用率2.59%(2.57%)

民間企業の実雇用率と雇用障害者数の推移



(注) 平成18年4月、平成22年7月及び平成30年4月において、雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度の単純比較はできないものであること

★茨城労働局・ハローワークでは、更なる障害者雇用の推進のために、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、以下の取組みを実施します。

1. 法定雇用率未達成企業に対する指導

以下の未達成企業を中心に、訪問等による指導を実施します。

- ① 障害者雇用納付金制度の対象である企業規模100人を超える法定雇用率未達成企業
- ② 法定雇用率未達成企業のうち雇用障害者の数が0人である企業(「雇用ゼロ企業」)

特に雇用ゼロ企業を対象に、労働局及びハローワークが中心となって、障害者支援機関の支援者等からなる雇用推進のためのチームを設置し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの支援を実施します。

2. 法定雇用率の引き上げの周知及び引き上げを見据えた企業支援

令和3年3月1日から法定雇用率が引き上げになることについて各種広報等により広く周知するとともに、企業向けの障害者雇用セミナー等を開催して、法定雇用率の引き上げを見据えて障害者を雇用しようとする企業を支援します。

特に、法定雇用率の引き上げにより雇用義務が生じることとなる、企業規模43.5人以上45.5人未満の民間企業のうち、初めて障害者を雇用する企業を重点的に支援します。

3. 障害者就職面接会の開催

法定雇用率未達成企業に対して、障害のある方及び企業等が一堂に会する障害者就職面接会への参加を要請します。

4. 茨城県障害者職業センター等関係機関と連携強化

茨城県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、同行紹介及び職場適応援助等を行い、採用時から採用後までを通じて着実な雇用に結びつけます。

5. 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神障害者及び発達障害者の雇用は近年増加傾向にあるため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催し、企業や公的機関の方に対し、精神障害者及び発達障害者と共に働くために必要な配慮を学ぶ機会を提供します。

6. 就労パスポートの普及促進

障害のある方が、働く上での自らの特徴や希望する配慮等を整理し、就職や職場定着に向け、障害者支援機関や職場と必要な支援などについて話し合う際に活用できる情報共有ツールとして作成する「就労パスポート」のさらなる普及促進に努めます。

改正女性活躍推進法及び

ぜひご利用ください！
解説動画も
公開中！

パートタイム・有期雇用労働法等 「予約制個別相談会」実施中！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号。以下「改正女性活躍推進法等」といいます。）が、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」といいます。）が令和2年4月1日より順次施行されています。

これら法改正に関する皆さまの疑問解消を目的として茨城労働局では相談会を実施いたします。
（新型コロナウイルス感染症対策として、密な状態を避けるため、「予約制個別相談会」と致します。）

また、パートタイム・有期雇用労働法、働き方改革関連等の御相談につきましては、本相談会のほか、当局委託事業である「働き方改革推進支援センター」より専門家を無料で派遣することも可能です。

同一労働
同一賃金

【パートタイム・有期雇用労働法】

- ① 不合理な待遇差の禁止
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

①、②令和2年4月1日 施行 ※中小企業事業主は令和3年4月1日から（それまでは努力義務）

ぜひご利用ください！
解説動画も
公開中！



女性活躍

【改正女性活躍推進法】

- ① 数値目標に関する項目の選択項目の拡充及び数値目標を定めた行動計画の策定
- ② 女性の活躍に関する情報公表内容の拡充
- ③ 行動計画策定・情報公表義務の対象拡大

①令和2年4月1日 施行
②令和2年6月1日 施行
③令和4年4月1日 施行
※③のみ、労働者数101人以上300人企業

ぜひご利用ください！
解説動画も
公開中！



パワハラ
対策

【労働施策総合推進法】

パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設

令和2年6月1日 施行 ※中小企業事業主は、令和4年4月1日から（それまでは努力義務）

ぜひご利用ください！
解説動画も
公開中！



子の看護休暇
介護休暇

【育児・介護休業法】

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能となります

令和3年1月1日施行規則 施行 ※企業規模に関わらず全ての企業が対象

我が社はパートが多いけれど、同一労働同一賃金のためにどのように取り組んだらいいの？

改正女性活躍推進法の行動計画の作り方を教えてほしい。
育児・介護休業法の規定整備についてアドバイスが欲しい。

解説動画を見たけれど、もう少し詳しく教えてほしい。

【個別相談会等申込先・問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎ 029-277-8295 ☎ 029-224-6265

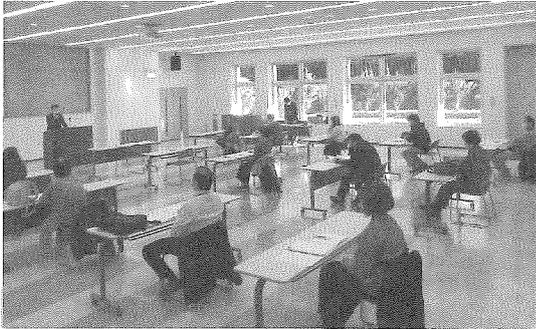
URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>

※「本相談会」や「働き方改革推進支援センター」の専門家派遣のご希望は茨城労働局HPに掲載している『申込書』により郵送またはFAXでお申し込みください！



こちらからも申込書をダウンロードできます！

派遣労働者対象の「総合労働セミナー」を実施しました！



茨城労働局は、県北（令和2年12月23日（水））・県西（令和3年1月14日（木））・県央（1月22日（金））・県南（2月5日（金））の4会場において、派遣労働者対象の「総合労働派遣セミナー」を実施しました。このセミナーは派遣労働者の方が安心、納得して働けるよう支援するため、派遣労働者の方を対象として、労働者派遣法及びその制度の理解、浸透を図るために実施したものです。

当日は「派遣で働く時に知っておきたいこと」、「労働基準関係法令と個別労働紛争解決制度」や「同一労働同一賃

金」等について理解を深めることができるよう説明しました。

参加者からは、「今後の働き方を考えるにあたり参考になった」「労働トラブルの解決方法など、非常に参考になった」「派遣についてより詳しく知ることができた」などの意見を頂きました。

茨城労働局 需給調整事業室では労働者派遣法について、雇用環境・均等室では個別労働紛争解決制度について相談窓口を設けておりますので、是非ご活用ください。



県南会場の様子

特別養護老人ホーム「見学&面接会」を開催しました！



会場の様子

ハローワーク水戸人材確保対策コーナーでは、令和3年1月14日（木）、社会福祉法人親愛会の「見学&面接会」を開催し9名の参加がありました。

社会福祉法人親愛会は当所管内を中心に多くの事業所を抱える法人であり、今回はそのうちの一つであるケアステーション梅寿園（特別養護老人ホーム）を見学させていただきました。

法人及び施設の概要について法人本部の方から説明していただいた後、2班に分かれて、利用者がいない個室、浴室、多目的

ホールなどを回りながら職員の方からの説明を受けました。

新型コロナウイルス感染防止対策として、施設から配付されたフェイスガードを着用し会話を控えての見学となったため、質疑応答は最後にまとめて行うこととなりました。

夜勤体制や送迎業務、資格取得支援制度等について参加者から質問があり、担当の職員の方から丁寧に説明していただきましたが、参加者のアンケートでは「見学中、その場で質問したかった。」という意見もあり、コロナ禍での見学会の開催内容について工夫が必要と感じました。

施設内は職員の方たちがゆったり働いている印象で、利用者優しく寄り添う姿がとても印象的でした。

見学会終了後は2名が面接を実施したほか、他の参加者についても応募について前向きに検討するという言葉が聞かれ、充実した「見学&面接会」となりました。



施設見学の様子

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
29年度月平均	19,542	4,219	15,140	9,141	2,979	1,684	54,694	36,467	3,134	7,277
30年度月平均	19,672	4,302	15,171	8,855	2,756	1,809	55,994	34,566	2,929	7,001
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
31年4月	18,568	3,985	14,583	11,109	3,097	3,058	54,050	36,534	3,184	6,468
元 年 5	18,892	4,153	14,506	9,208	2,680	2,111	52,816	36,500	2,905	7,275
6	17,835	4,224	13,384	8,050	2,402	1,738	52,484	35,117	2,929	7,184
7	19,321	4,150	14,985	8,569	2,554	1,865	53,178	34,741	2,767	7,635
8	19,726	3,923	15,554	7,826	2,523	1,519	54,365	34,106	2,396	7,646
9	18,394	4,063	14,135	8,356	2,548	1,630	54,787	34,373	2,715	7,498
10	21,340	4,415	16,697	8,651	2,641	1,902	56,124	34,698	2,893	7,555
11	19,366	3,639	15,559	7,102	2,147	1,488	55,613	33,223	2,571	7,603
12	17,315	3,458	13,706	6,241	1,839	1,334	54,907	30,840	2,240	7,738
2年1月	20,214	3,716	16,326	9,100	2,568	2,084	54,456	31,923	1,980	7,992
2	20,054	3,314	16,606	9,188	2,515	2,114	55,797	34,282	2,424	7,259
3	17,404	3,403	13,871	9,202	2,545	2,272	54,977	36,297	3,884	7,477
2年4月	14,325	3,120	11,059	9,557	2,329	2,789	46,346	35,423	2,449	7,063
5	14,935	2,984	11,789	7,458	1,977	2,064	42,310	34,260	1,684	8,090
6	15,729	3,182	12,273	9,488	2,661	2,114	42,687	35,971	2,320	10,183
7	16,108	3,266	12,662	8,453	2,439	1,902	44,245	36,893	2,267	10,998
8	15,190	2,997	12,022	7,413	2,204	1,532	44,422	37,665	1,919	10,973
9	16,232	3,727	12,226	8,153	2,384	1,774	45,665	38,296	2,349	10,926
10	19,066	3,479	15,367	8,606	2,411	2,131	46,780	38,846	2,397	10,202
11	16,245	2,932	13,177	6,894	2,078	1,520	48,070	37,458	2,097	9,231
12	14,722	3,344	11,177	5,998	1,685	1,323	47,354	34,969	1,984	8,737
3年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
29年度月平均	2.14	2.29	1.50	1.54	8.2	4.8	▲ 7.1	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.5	▲ 8.3	▲ 5.6	183	2.7
30年度月平均	2.22	2.42	1.62	1.62	0.7	0.9	▲ 3.1	▲ 4.4	▲ 6.5	▲ 6.2	▲ 3.8	▲ 0.9	166	2.4
元年度月平均	2.23	2.42	1.58	1.62	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.4	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.4
31年4月	2.21	2.44	1.60	1.63	▲ 4.8	▲ 0.3	▲ 4.1	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 7.8	10.7	6.6	176	2.4
元 年 5	2.34	2.40	1.62	1.62	4.2	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 6.6	▲ 11.5	▲ 11.5	▲ 1.2	▲ 0.3	165	2.4
6	2.23	2.38	1.63	1.61	▲ 6.6	▲ 4.2	▲ 5.4	▲ 2.3	▲ 7.2	▲ 7.9	1.3	2.1	162	2.3
7	2.20	2.37	1.61	1.59	▲ 3.8	2.5	1.6	6.5	▲ 3.2	▲ 0.1	0.8	2.1	156	2.3
8	2.29	2.43	1.62	1.59	3.2	▲ 5.9	▲ 8.9	▲ 8.9	▲ 11.3	▲ 10.5	▲ 2.5	4.4	157	2.3
9	2.21	2.35	1.59	1.58	▲ 4.2	▲ 1.5	1.6	7.2	▲ 2.4	▲ 0.6	2.7	4.4	168	2.4
10	2.32	2.43	1.62	1.58	▲ 2.9	▲ 4.0	▲ 9.5	▲ 7.6	▲ 8.3	▲ 8.0	0.6	0.2	164	2.4
11	2.34	2.38	1.61	1.57	0.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 5.4	▲ 6.8	▲ 10.0	7.3	1.5	151	2.2
12	2.22	2.44	1.60	1.57	▲ 2.0	2.1	3.7	4.0	▲ 8.8	▲ 5.6	16.8	8.1	145	2.2
2年1月	2.12	2.04	1.56	1.49	▲ 9.6	▲ 16.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 12.1	▲ 13.8	18.5	6.2	159	2.4
2	2.15	2.22	1.51	1.45	▲ 4.6	▲ 13.5	▲ 0.6	▲ 6.2	▲ 11.3	▲ 15.6	10.4	3.6	159	2.4
3	2.15	2.26	1.47	1.39	▲ 6.2	▲ 12.1	▲ 1.0	▲ 3.0	6.5	▲ 8.6	15.9	6.7	176	2.5
2年4月	1.96	1.85	1.41	1.32	▲ 22.9	▲ 31.9	▲ 14.0	▲ 10.2	▲ 23.1	▲ 26.9	9.2	1.0	189	2.6
5	2.14	1.88	1.36	1.20	▲ 20.9	▲ 32.1	▲ 19.0	▲ 14.5	▲ 42.0	▲ 40.7	11.2	3.0	198	2.9
6	1.75	1.72	1.30	1.11	▲ 11.8	▲ 18.3	17.9	16.5	▲ 20.8	▲ 20.2	41.7	25.8	195	2.8
7	1.86	1.72	1.27	1.08	▲ 16.6	▲ 28.6	▲ 1.4	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 20.9	44.0	27.6	197	2.9
8	1.86	1.82	1.19	1.04	▲ 23.0	▲ 27.8	▲ 5.3	▲ 2.6	▲ 19.9	▲ 17.2	43.5	33.2	206	3.0
9	2.08	2.02	1.19	1.03	▲ 11.8	▲ 17.3	▲ 2.4	▲ 2.5	▲ 13.5	▲ 16.2	45.7	35.8	210	3.0
10	2.00	1.82	1.19	1.04	▲ 10.7	▲ 23.2	▲ 0.5	2.8	▲ 17.1	▲ 15.0	35.0	32.2	215	3.1
11	2.02	2.02	1.23	1.06	▲ 16.1	▲ 21.4	▲ 2.9	▲ 4.9	▲ 18.4	▲ 14.6	21.4	27.4	195	2.9
12	2.02	2.07	1.23	1.06	▲ 15.0	▲ 18.6	▲ 3.9	▲ 4.0	▲ 11.4	▲ 12.6	12.9	21.8	194	2.9
3年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 令和元年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。